

○白河市生涯学習センター条例（案）

（設置）

第1条 市民の生涯にわたる学習活動を支援し、もって生涯学習の振興に寄与するため、白河市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 生涯学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
白河市中央生涯学習センター	白河市手代町2番地1
白河市表郷生涯学習センター	白河市表郷番沢字桜下2番地
白河市大信生涯学習センター	白河市大信増見字北田5番地
白河市東生涯学習センター	白河市東釜子字殿田表3番地

（休館日及び利用時間）

第3条 生涯学習センターの休館日及び利用時間は、規則で定める。

（利用の許可等）

第4条 生涯学習センターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、生涯学習センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 生涯学習センターの施設、附属設備、備品等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生涯学習センターの設置の目的に反するとき。

3 市長は、生涯学習センターの管理上適当でないと認めるときは、第1項の許可をしないことができる。

4 市長は、第1項の許可に際し、生涯学習センターの管理上必要な条件を付すことができる。

（使用料の納入義務等）

第5条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 使用料金は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、後納とすることができる。

（使用料の減免）

第6条 市長は、公益上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料不返還の原則）

第7条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、規則で定める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、生涯学習センターを利用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(施設等の変更の禁止)

第9条 利用者は、生涯学習センターの利用に際し、これに特別の設備をし、又はその現状の変更をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復)

第10条 利用者は、生涯学習センターの利用を終了したとき、又は利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第4条第2項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
- (2) 第4条第4項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、生涯学習センターの管理上必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせることができる。この場合において、第4条、第9条及び前条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、生涯学習センターの管理に関し必要な法令又は条例及び当該条例に基づく規則その他市長の定めるところにより管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習センターの施設、設備等の維持管理に関する業務
- (2) 生涯学習センターの利用の許可に関する業務
- (3) 生涯学習センターの設置の目的を達成するために必要な業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用料金の収受等)

第15条 指定管理者は、生涯学習センターの利用者から納入される利用料金（以下「利用

料金」という。)を自らの収入として収受することができる。この場合において、第5条から第7条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、それぞれ読み替えるものとする。

- 2 利用料金は、別表に定める使用料の額を限度として、市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

(損害賠償)

第16条 故意又は過失により生涯学習センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示に従い、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、生涯学習センターの管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、白河市地域創造活動拠点施設条例（令和7年白河市条例第 号）の施行の日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても白河市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年白河市条例第17号）の規定により行うことができる。
- 3 生涯学習センターの利用に関し必要な手續その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第 7 条関係）

1 白河市中心生涯学習センターの施設使用料

(1) 諸室の使用料

施設	利用単位	使用料
研修室 1	1 時間につき	3 0 0 円
研修室 2	1 時間につき	3 0 0 円
大スタジオ	1 時間につき	4 0 0 円
クッキングルーム	1 時間につき	3 0 0 円
コミュニティルーム	1 時間につき	2 0 0 円
学習ルーム	1 席 1 時間につき	2 0 0 円
音楽ルーム 1	1 時間につき	5 0 0 円
音楽ルーム 2	1 時間につき	4 0 0 円
工作室	1 時間につき	3 0 0 円
小スタジオ 1	1 時間につき	1 0 0 円
小スタジオ 2	1 時間につき	1 0 0 円
小スタジオ 3	1 時間につき	1 0 0 円
しらふるホール 1	1 時間につき	5 0 0 円
しらふるホール 2	1 時間につき	5 0 0 円

備考

- 1 利用者の利用時間が 1 時間に満たない場合は、1 時間とする。
- 2 高校生以下の個人の利用又は高校生以下の者の人数が構成員の半数以上であって、かつ、団体構成員に 2 人以上の高校生以下の者を含む団体が当該高校生以下の者が主体となった団体活動のために利用するときの使用料の額は、この表に定める使用料の額の 1 0 0 分の 5 0 に相当する額とする。
- 3 商業宣伝、営業、興行、物品販売その他営利目的の場合の使用料は、この表に定める使用料の 1 0 0 分の 2 0 0 に相当する額とする。

(2) 附属設備等の使用料

附属設備等名	利用単位
附属設備等	規則で定める額

2 白河市表郷生涯学習センター、白河市大信生涯学習センター及び白河市東生涯学習センターの施設使用料

施設の名称	施設	利用単位	使用料
白河市表郷生涯学習センター	集会室	1 時間につき	5 5 0 円
	第 1 研修室	1 時間につき	2 5 0 円
	第 2 研修室	1 時間につき	2 0 0 円
	音楽室	1 時間につき	2 0 0 円
	創作室	1 時間につき	2 0 0 円
	トレーニング室	1 時間につき	2 5 0 円
	第 1 和室	1 時間につき	2 0 0 円
	第 2 和室	1 時間につき	1 5 0 円
白河市大信生涯学習センター	ホール	1 時間につき	5 5 0 円
	第 1 研修室	1 時間につき	1 5 0 円
	第 2 研修室	1 時間につき	2 5 0 円
	第 1 和室	1 時間につき	1 5 0 円
	第 2 和室	1 時間につき	2 5 0 円
	調理実習室	1 時間につき	2 5 0 円
白河市東生涯学習センター	大広間	1 時間につき	5 5 0 円
	和室	1 時間につき	2 0 0 円
	大会議室	1 時間につき	2 5 0 円
	小会議室	1 時間につき	1 5 0 円
	憩いの広間	1 時間につき	2 0 0 円

備考

- 1 利用者の利用時間が 1 時間に満たない場合は、1 時間とする。
- 2 高校生以下の個人の利用又は高校生以下の者の人数が構成員の半数以上であって、かつ、団体構成員に 2 人以上の高校生以下の者を含む団体が当該高校生以下の者が主体となった団体活動のために利用するときの使用料の額は、この表に定める使用料の額の 1 0 0 分の 5 0 に相当する額とする。この場合において、当該使用料の 1 0 0 分の 5 0 に相当する額に 1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 商業宣伝、営業、興行、物品販売その他営利目的の場合の使用料は、この表に定める使用料の 1 0 0 分の 2 0 0 に相当する額とする。